

入間東部地区事務組合転院搬送実施要領

1 目的

この要領は、入間東部地区事務組合において、救急業務としての転院搬送を適切にかつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものである。

2 定義

「転院搬送」とは医療機関に収容されている傷病者を他の医療機関へ搬送することをいう。

3 転院搬送の要件

救急業務としての転院搬送は、入間東部地区事務組合救急業務に関する規程（平成27年訓令第6号）（以下、救急業務規定という。）第20条第1項に基づき原則として以下の（1）及び（2）の条件を満たす傷病者について、転院搬送を要請する医療機関（以下「要請医療機関」という。）の医師によって、医療機関が所有する患者等搬送車、民間の患者等搬送事業者、公共交通機関等、他の移動手段が活用できないと判断される場合に実施する。

（1）緊急性

緊急に処置が必要であること。

（2）専門医療等の必要性

要請医療機関では困難な、下記のいずれかの医療が必要であること。

ア 高度医療

イ 専門医療

ウ 緊急の手術等

4 転院搬送の実施にあたり必要な事項

（1）搬送先医療機関の選定

搬送先医療機関は、あらかじめ要請医療機関において選定し、受入の了解を得ておくこと。

（2）救急自動車への同乗

転院搬送にあたっては、救急業務規定第20条第2項に基づき原則として医師又は看護師が同乗し搬送中の医療の継続と容態管理を実施すること。同乗できない場合は、救急隊のみで搬送することについて、要請医療機関が患者、家族等に説明し、了承を得ること。

なお、医師等が同乗できない場合でも、要請医療機関は、傷病者の容態変化に対処できる体制をとるものとする。

（3）地理的な範囲に関する事項

搬送先医療機関の選定にあたっては、本来の救急業務に支障のないよう、所要時間や距離等を考慮して決定する。

(4) 転院搬送を前提に傷病者を受入れた場合の対応

あらかじめ転院搬送を前提として傷病者の受入を行った医療機関は、上記3に関わらず、転院搬送を要請することができる。

5 手続き

(1) 要請方法

要請医療機関は、「転院搬送依頼書（別紙様式）」（以下、「依頼書」という。）に必要事項を記入し、当該事務組合に119番通報後、救急車が到着するまでに依頼書を作成し、到着した救急隊に必ず依頼書を手交するものとする。

(2) 搬送時の引き継ぎ等

要請医療機関は、救急隊の到着に備え搬送の準備をしておく。また、救急隊は搬送に必要な傷病者情報等を確認し、必要に応じて担当医師等から情報提供を受けることとする。

(3) 搬送後の報告等

救急隊は、転院搬送完了後、実施状況を消防長に報告するとともに、当該記録を保管することとする。また、必要に応じて要請医療機関に連絡をする。

6 その他

(1) 医師等の帰院等

救急自動車に同乗した医師等については、傷病者搬送後、引き続き同乗しての帰院を可能とする。ただし、救急隊が他の救急業務に対応する必要がある場合については、その都度、救急隊と医師等が調整の上判断するものとする。

(2) 調査・検証

当該事務組合は、転院搬送の記録に基づき、転院搬送の実施状況について調査・検証を行うこととする。

(3) 患者等搬送事業者に関する情報提供

当該事務組合は、必要に応じて利用可能な患者等搬送事業者について、医療機関に情報提供を行う。

附 則

この要領は公布の日より施行する。